

目

第3節 市街化調整区域における立地基準（法第34条第1～14号）

第2 鉱物資源・観光資源等の有効利用上必要な施設（第2号）

【本市の運用】（平成26年12月1日付け御殿場市公告第61号）

（平成30年8月31日付け御殿場市公告第80号 令和元年9月1日施行）

都市計画法第34条第2号に規定する開発行為のうち、観光資源の有効な利用上必要な建築物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為の運用基準は、次のとおりとする。

1 観光資源の指定

観光資源とは、御殿場市景観計画（平成25年御殿場市告示第311号）に規定する景観整備重点地区の東山・二の岡地区内における観光施設、年間観光客30万人以上が見込まれる観光施設、温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を有する施設で、別表に掲げるものを観光資源として指定する。

2 対象となる建築物の位置等

(1) 観光資源の有効な利用上必要な建築物は、次のいずれかに掲げる区域又は沿道に位置するもののうち、新たな公共公益施設を整備する必要がなく、かつ、富士山又は箱根外輪山の良好な眺望が確保できるものとする。

ア 観光資源の存する建築物の敷地内又は隣接若しくは近接している区域

（観光資源の存する敷地から概ね500メートル以内）

イ及びウ 【略】

(2) 【略】

3から7まで 【略】

新

第3節 市街化調整区域における立地基準（法第34条第1～14号）

第2 鉱物資源・観光資源等の有効利用上必要な施設（第2号）

【本市の運用】（平成26年12月1日付け御殿場市公告第61号）

（平成30年8月31日付け御殿場市公告第80号 令和元年9月1日施行）

【略】

1 観光資源の指定

観光資源とは、御殿場市景観計画（平成25年御殿場市告示第311号）に規定する景観整備重点地区の東山・二の岡地区内における観光施設、年間観光客30万人以上が見込まれる観光施設、温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を有する施設、富士山の伏流水を活用した観光施設で、別表に掲げるものを観光資源として指定する。

2 対象となる建築物の位置等

(1) 【略】

ア

1キロメートル

イ及びウ

(2)

3から7まで

目

別表（指定する観光資源）

項目	名称
【略】	【略】
【略】	【略】
温泉法に規定する温泉を有する施設	<u>御殿場市温泉会館</u>
	御胎内温泉健康センター
	富士八景の湯
その他、市長が特に必要と認める施設	

新

別表（指定する観光資源）

項目	名称
温泉法に規定する温泉を有する施設	御胎内温泉健康センター
	富士八景の湯
富士山の伏流水を活用した観光施設	<u>キリンディステイラリー富士御殿場蒸留所</u>
その他、市長が特に必要と認める施設	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。